

自然災害被災者支援制度の抜本的改善・拡充を求める意見書

1995年に発生した阪神・淡路大震災による被害の実態とその後の被災者の生活実態からその重要性が認識されて以来、全国各地で自然災害が発生するたびに、被災者や関係自治体・関係団体の間から、住宅再建支援制度の拡充を求める声が強く上げられてきた。本年は、台風23号などによる、風水害、河川の決壊による人々への被害は、甚大であった。さらに「新潟県中越地震」は、死者40人、重軽傷者2,989人、家屋全壊2,710棟、大規模半壊694棟、半壊8,486棟、合計11,890棟の被害をもたらした。「失われた家屋」はもとに戻ることはなく、10万人超の避難者が豪雪期を前にして高まる生活再建の危機などに直面し、途方に暮れているのが被災者の実態である。新潟県においては県を挙げて被災者生活再建支援法の改正が求められている。

こうした中、京都府は、台風23号による被災者に対して住宅本体の再建や補修に使える制度として、「全壊」最高300万円、「大規模半壊」同200万円を補助することになった。東京都も被災三宅島民に対し住宅本体の再建に使える支援金・最高150万円を支給することを発表した。全国知事会も大規模災害に係る「緊急提言」（11月11日）の中で「住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなど制度の拡充を図るための法律改正を早期に行う」ことを要望している。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、被災者生活再建支援法を抜本的に改正し、下記のことを含む施策の拡充を強く求めるものである。

記

- 1 住宅本体の再建・改修に支援金を使用できるようにすること。
- 2 支給額については、額の引き上げなど抜本的改善を図ること。
- 3 支給対象を拡大すること。
- 4 住民の健康対策、産業の再建など暮らしの再建に必要な公的支援を拡充すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年12月22日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男